

第四十三回国会 社会労働委員会 録 第四十一号

昭和三十八年六月七日(金曜日)

午後三時五十九分開議

出席委員

委員長 秋田 大助君

理事小沢 辰男君 理事齋藤 邦吉君

理事澁谷 直藏君 理事柳谷清三郎君

理事大原 孝君 理事河野 正君

理事八木 一男君

伊藤宗一郎君 浦野 幸男君

亀岡 高夫君 久保田次君

久保田藤磨君 田澤 吉郎君

田中 正巳君 中野 四郎君

早川 崇君 松山千恵子君

森田重次郎君 米山 恒治君

淺沼 享子君 五島虎 雄君

田邊 誠君 滝井 義高君

榑崎弥之助君 吉村 吉雄君

井堀 繁男君 本島百合子君

出席國務大臣

労働大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

労働事務官 三治 重信君

(職業安定局長)

委員外の出席者

専門員 安中 忠雄君

六月七日

委員早川崇君辞任につき、その補欠として竹山祐太郎君が議長の名目で委員に選任された。

同日

委員竹山祐太郎君、辞任につき、その補欠として早川崇君が議長の名目で委員に選任された。

六月六日

戦傷病者特別援護法案(小沢辰男君外四十名提出、衆法第四三三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)

○秋田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案、及び政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。澁谷直藏君。

○澁谷委員 私は、職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案に對しまして、若干の質疑を行ないたいと思ひます。

審議に入る前に、本法は去る二月二十三日に本委員会に付託になったのでありますが、中に統一地方選挙という事態があったのではございませんけれども、約百日以上本委員会において付託されたままで審議に入らなかった

という事態につきましては、本法は去る三月に對する全国民の期待が非常に大きいわけでごさいます。私も、付託された責任の重大さを考へるときに、まことに遺憾な事態であつたと言わざるを得ないのでございます。

そこで内容に入りたいと思ひます。が、言うまでもなく、近代福祉国家の建設を考えました場合に、その障害となるもの、主要なるものを考へてまいりますと、まず第一には、人間の生命、健康に対する障害であるところの疾病でございます。第二番目の障害は失法でございます。第三番目の障害は、これは全般にわたる問題でござい

ますが、いわゆる貧困の問題でござい。この疾病、失業、貧困という三大障害を克服いたしまして、国民が健康でそれぞれの個性、能力を十分に發揮できる職場、雇用を確保し、そして豊かな生活水準が確保されるような社会、これが私どもの考へる近代福祉国家の中核をなすものであらうと思ひるのでございます。かように考へてまいりますと、いわゆる完全雇用の実現というものは、近代福祉国家の中核をなす問題であるといわなければなりません。われわれはかような観点に立つて、一日もすみやかに日本の社会から失業の状態というものを解消したい、そのような方向に向かつて、国をあげてあらゆる施策を進めてまいらなければならぬと考へるものでございます。

今回提案されました職業安定法及び緊急失業対策法の改正は、まさに私がただいま申し上げたような考え方の上に立ちまして、この近代社会の大きな障害であります失業の克服、解消に向かつて大きく前進する法律案である。私は考へるものでございます。ところが、このような法律案に對しまして、二つの反対論が強力に展開されております。一つは、条件を一切抜きにしての絶対改正反対論という考へ方が強力に主張されておるのでございます。それは文句なしの現状肯定論でございまして、私はこのような考へ方に對しましては、まことに理解に苦しむと言わざるを得ないのでございます。失業の実態というものは、いわゆる健康なる人間社会に對する大きな脅威であることは言うまでもございせん。特に昭和二十四年以来実施されてまいりましたわが国の失業対策事業が、その長い年月を重ねるうちに、いわゆる慢性的な状態に固定化してまいりまして、新聞あるいはその他の雑誌等を見ますと、わが国のこの失業対策事業に働く人々の状態は、人生の吹きだまり的な状態であるということがしばしば報ぜられておるのでございます。いわゆるこの社会に固定化してまいりますと、明日の人生に對する希望というものが失われていく。強力に立ち上がらんとする氣力がだんだんと薄くなつてまいるわけでごさいます。無氣力、不健康な状態にだんだんとおちいついていく。つまり行きつくところは人生の敗残者の意識が次第に濃厚になつてまいりまして、とうとう人間性というものが逐次そなわれていく。これがいわゆる

失業の慢性的な状態でごさいます。私は人間のしあわせというものを考へる立場から、このような不幸な人生の吹きだまり的な失業状態というものを一日も早く解消しなくちゃならぬ、その方向に向かつて真実に努力することこそが、われわれ政治家に課せられた嚴肅なる責任であると私は考へるのでございます。したがひまして、今回の法律案に對する無条件の反対論というものに對しましては、私は断固として反対せざるを得ないのでございます。

そこで次に、今回の法律案の必要性について、この反対論と對比する立場において、私は若干、私の意見を申し上げてみたいと思ひるのでございます。現在の緊急失業対策法が制定されましたのは昭和二十四年でございます。当時、日本が戦争の傷あともいえず、経済の力もきわめて弱かつた、そういうインフレの進行しておる状態の中において、アメリカから参りましたドッジが、敗戦の日本経済の立て直しをはかるために、例のドッジ・プランを強行したのが昭和二十四年でございます。このドッジ・プランの強行によつて日本のインフレーションの進行が急激に阻止されて、その影響として相対的な失業率が発生することとが予想された。そういう状態に對処するための一つの大きな支柱として、緊急失業対策法が制定をされ、実施されたのでございます。自來、この緊急失業対策法は、ほとんど修正されることなく現在に至つておるので

ございますが、この間約十三、四年の長い年月が流れておりまして、言うまでもなくわが国の経済、したがって雇用、失業情勢というものは、昭和二十四年の当時から比較をいたしますと、これは根本的とも言つて差しつかえない程度の大きな変革を来してございまして、御承知のとおりでございます。私は、この十数年間におけるわが国の経済力の変化、雇用状態の大幅な改善、こういう条件のもとに、緊急失業対策法の改正をする条件が漸次整備され、成熟してきたと考えるものでございます。

そこで私は伺いをいたしたいと思うのでございます。これは大ざっぱな御答弁でけっこうでございますが、昭和二十四年当時昭和三十七年までの間に、国民総生産の伸びに伴ひまして、わが国の雇用量がどの程度拡大をいたしておるか。さらには、安定所における求人、求職の殺到率の変化というものも相当顯著に出ておるはずでございますが、その辺の数字的な指標はどうなっておるか。さらにもう一点といたしまして、最近では技能者の不足ということが非常に大きく叫ばれておるが、その不足の状況は一体どうなのかという点につきまして、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○三治府委員 まず雇用、失業の関係につきまして、常用雇用の指標を見ますと、三十年を一〇〇といたしまして三十七年では一八三・五、したがうまして、二十四年当時から見ますと、おそらく倍程度の常用雇用の伸びでございます。一般の安定所の窓口の状況を見ますと、二十四、五年の場合におきましては、求人と求職者の比率が求

人一人に対して求職者が四人という、約四倍になっておりますが、昨年来におきましては、これが求人一人に対して求職一、ほとんど一對一まで改善されておるわけでございます。失業保険の状況につきましても、当時の状況は、このドッジ・プランによりまして失業保険の受給率は六・三%になっておるわけでありまして、それが逐次雇用の拡大に伴ひまして、最近の三十六年では二・六、昨年の景気調整の場合におきましても三・四、五%というふうに改善されてきております。

○遊谷委員 ただいまの御答弁を伺つて、いよいよはつきりしてまいるのでございますが、一番端的に雇用、失業状態があらわれますのは、言うまでもなく職業安定所における窓口の状態でございます。ただいま伺いますと、最近におきましては、大体求人求職の比率が一對一である、昭和二十四年当時求人一人に対して求職が四倍、こういった状態から比較をいたしますと、まさにこれは隔世の感があるような雇用状態の改善が実現されておるわけでございます。このような点を考えてまいりますと、私は長い間の懸案でございました現行失業対策事業というものが、その不足の状況は一体どうなのかという点につきまして、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

私の入手いたしました資料によりまして、まず第一に、この失業対策事業

に働く就労者の年齢別構成を見ますと、昭和三十六年度におきまして男が五七・五%、女子が四二・五%でありまして、大体男女がほとんど同じ程度の比率に高まつておる。それから失対就労者の年齢の状況を見ますと、これは昭和三十六年の数字でございますが、女子の平均年齢が四十六・七歳、男子が五十一・二歳男女合計した平均年齢が四十九・四歳でございますから大体五十歳非常に高い年齢の構成を示しておるのでございます。それから失対事業に働いてから、一体どの程度の期間を経ておるかという点を見ますと、昭和三十六年の調べでございますけれども、五年から十年以上失対事業に継続して働いておる人の比率が三八%、十年以上引き続いて就労している人々の数が約二〇%、両者合算しますと実に五八%という、圧倒的な比率を示しておるのでございます。この状態は失対事業に働く就労者が、失対事業から脱却をいたしまして民間の正常なる雇用に就職する、いわゆる転職希望率が非常に減退しておるということとを端的に示しておるわけでございます。そして、私の数字によりまして、昭和三十一年当時転職希望率が五一%であったものが、昭和三十六年におきましては、その約半分の二六%に減退をしておるということを示統計が示しておるのでございます。かように考えまいりますと、現在の失業対策事業に働く人々の年齢別あるいは就職希望率、そういった現状から見ても、現行の失業対策事業というのに対して何らかのメスを加えなければならぬ時期が来ておると思うことが、私は結論として出てまいるかと思うのでござい

す。特に注目しなければならぬのは、転職希望率が大幅に減退をしてきたということ、これは、本来の失業対策事業の機能がもうほとんど喪失されておる、正常なる雇用につくまでの足がかりとして予定されておりましたところの失業対策事業が、むしろ本来の職業としてその性格が変つてきておるといふことがいわれるのでございまして、ここに昭和二十四年、失対法を制定したときの立法の目標とするところ、立法の精神というものと現実が大きくかけ離れてしまったということを私は指摘できようと思つてございまして、こういふような状態から、当然現行失対制度のいろいろな欠陥が出てまいつておるわけでございます。これを総括的に申しますと一つは、ただいま申し上げました再就職意欲が大幅に減退を上げ、その意欲が喪失されておるといふ点が一つ。第二番目は、したがって労働意欲というものが減退をしてきて、働く意欲のない人々のむしろ沈んでん池と化してしまつておるといふ現実でございます。さらに、そういったものの関連から必然的に出てまいるのでございますが、就労秩序がきわめて紊乱をいたしておる。これは後ほど法律案の個別の質問の際にも申し上げたいと思うのでございまして、就労秩序というものが非常に紊乱をいたしておる。これが一般の国民大衆から、現行の失対制度というのに対して非常にきびしい、鋭い批判が加えられるところの一番大きな根拠となつておるのでござい

ます。さらには、益壽れの手当増額運動をめぐりまして、全国的に非常に暴力犯の発生というものが見られるのでございまして、これまたわれわれと

いたしましては、見のがすことのできない一つの重大なる社会事象であろうと考えるのでござい

それからもう一つの失対事業の欠陥をいたしまして、現行の失対事業種目というものが、画一的に屋外の土木事業に限定されておるといふ点であります。先ほど統計の数字をあげて申しましたように、年齢別構成からいいますと、平均年齢が約五十歳程度、男女別の比率が大体半々になっておる、こういったような構成を示す失対事業の労働者に対して、失対事業の種目としては、画一的に屋外の土木事業一本しかやらないということから、そこにはいろいろな欠陥があらわれてくるのは当然でござい

以上申し上げたような現行失対事業の欠陥というものをあげてまいりました。このままですとこの失対制度というものも放任するということ、これは当然政府の怠慢であり、その政府の怠慢を許しておるところのわれわれ政治家の怠慢と言わなければならぬと私は考えるのでござい

私一人が独断的にそういうことを申し上げておるのではないことを、以下私は申し上げたい。いろいろな世論の動向は、一体われわれの考え方に對してどのような反応を示しておるかという点、これはわれわれ民主政治を行なう建前からいいますと、この点を若干私は申し上げてみたいと思つてござい

政府が山中調査会にこの問題の検討を依頼して、一応の結論が出てまい

た。その結論をもとにして、政府試案を固め、これを雇用審議会にかけてそ

を固め、これを雇用審議会にかけてそ

を固め、これを雇用審議会にかけてそ

の答申をいただいて、政府原案というものがだんだん固まってきたのでございますが、この固まりました政府原案に対しては、わが国の大新聞、東京の中央紙といわれる大新聞はこれを一せいに各社とも取り上げて、それぞれの論評を下しておるのでございます。その主要なる点を私はここで御紹介をしながら、世論の動向というものが、一体今回の失対法の改正というものの対してどのような態度、反応を示しておるかということを示し上げてみたいと思っております。

最初に、昭和三十八年の三月二十二日付の産経新聞の社説でございます。見出しは「失対法の早急審議を」という見出しになっておりまして、サブタイトルに「社会党の反対は理解できない」ということを書いておるわけでありまして、「いま衆議院社会労働委員会に付託されている職業安定法と緊急失業対策法の一部改正案は、いわゆる現在の失対制度を根本的に改革しようとするもので、国会の重要案件の一つに数えられている。このため政府は三十八年度予算に三百三十二億円の失対関係経費を計上しているが、これは前年度にたいし約五十二億円、二七%の増額となる。ところが、かんじんの両法案は、まだ提案説明も行なわれず、タナざらしの憂き目にあっている。いうまでもなく、社会党がこれに強く反対しているからである。社労委には炭鉱離職者の就職促進手当を引き上げるための、失業保険法改正案も一足おくられて付託された。そこで社会党は失業保険法改正案だけ成立させ、失対関係法案は流産させようとならっている。さきに九州小倉でひらかれた社会党中

央執行委員会が失対法改正案と審議末了、廃案にもち込むときめていることから見て、この点は明らかである。う。」（発言する者あり）静粛にお聞き願いたい。「そのため社労委理事会は失対法先議か、失保法先議かで自社両党が対立し、いつ審議にはいるか不明だといわれる。」（発言する者あり）静かに願います。「社会党は失対制度の改革にたいし日雇い労働者の首切りをねらったものと主張している。」この点は非常に重大な論点でございますから、静粛に聞き取っていただきたいと思ひます。「そこで根本的な問題は、失対制度の改革がはたして日雇い労働者の首切りを企図したものでどうかである。が、率直に言ってそれは事実を故意に曲げた議論といわなければならぬ。周知のとおり、失対法改正案は、労働省に設けられた学識経験者の研究会で技術的に検討され、さらに雇用審議会の答申にもとづき作成されたものであり、その点、じゅうぶんの客観性がある。その内容も、現在の一般失対事業に就労している日雇い労働者を、その能力、体力などに応じて、できるだけ早く民間の安定職場に就職させるため、積極的な職業訓練や職業指導を行なうというのが基本的な構想である。それでもなお就職できないものについて、引きつづき失業者就労事業によつて就労の機会を与え、その賃金も同一地域の類似作業に従事する労働者と同じ程度になるよう改善することになつてゐる。また老人や病弱者にたいしても、当面それにふさわしい仕事と賃金を考慮することになつてゐる。」

こういふように産経新聞は論評をいたしておりまして、長いから途中省略しますが、結論を申し上げます。「以上の点から見ても、社会党が失対法改正案に反対する根拠はきわめて薄いといわなければならない。もしかりにそうだとすると、それは国会審議の中でじゅうぶん議論すべきもので、政治的かけ引きの具に供すべきではあるまい。社会党は昨年の臨時国会で不手際を演じ、炭鉱離職者の就職促進手当増額や、公務員給与の改定について、非常に不利な立場に立つたことを反省して見る必要があるのではないか。とくに失対法改正案にたいする社会党の態度は、日雇い労働者を組織している全日本自由労働組合や、総評の要求をそのまま取りついでいる観が強く、はたして政党としての自立性があるかにも疑問がもたれる。全日自の指導部には共産派が多く、また組合員が安定職場に転出することは、その勢力にも影響する。その意味で組合の反対闘争はわからなくてもないが、共産党と一線を画しているはずの社会党と総評がこれを支持し、しかも下層社会の温存をはかるというのは理解できない。早急に審議にはいるべきである。」以上が産経新聞の論説でございます。以下東京新聞が三十八年の二月十六日、これも見出しは「失対事業の改革に賛成する」という見出しでございます。同じく二月九日、日本経済新聞社説のタイトルは「失対制度の刷新改善を後退させるな」という見出しで論説を掲げております。二月六日には、毎日新聞が同じような「失対改善の原則と弾力性」という見出しで社説を書いてお

ります。読売新聞が十一月の六日、大體いづれもただいま私が読み上げました産経新聞の社説と同じような考え方に立つて、その見解を表明いたしておるのでございます。これは大體二月ごろの社説でございます。もう一つ。私は最後に、この国会の社会労働委員会におきまして、与党と社会党との考え方が、いわゆる失対法先議か失保法先議かの問題をめぐつて、膠着状態に入つて約二週にわたつて審議に入ることができなかった、そういう混乱状態のもとで、東京新聞が六月一日土曜日に、社説で「失対法改正反対は間違っている」という社説を發表いたしております。これを簡単に御披露申し上げます。これを簡単に衆院社会労働委員は、政府が失対事業の根本的建て直しを目ざして、去る二月十三日に国会に提案した「職安法および緊急失対法改正案」を、どう扱うつもりなのだろうか。この法案は統一地方選挙などで長くタナざらしされた末、やっと二十八日に委員会で提案理由の説明にこぎつけたが、今国会で成立の見通しがつかないという。社会党が、総評や全日自の「失対打ち切り反対」の主張に同調して、審議引き延ばしをはかっているからだ、社会党などの主張は筋が通るまい。大體、失対事業が、不況などによる失業者の一時的な吸収と再就職を目的として発足したのは、改めて指摘を要しない。ところが、近年の著しい経済成長と雇用情勢の改善にもかかわらず、「ニコヨン」といわれる失対適格者の固定化、老齢化が目立っている。現に、女子が全体の四割をこえ、平均年齢が五十歳、十年以上の就労者が二割、しかも失対事業からの転職希望者は年々減少して、二六・四%に過ぎないという実情は失対の「定職化」を意味するもので、も

ちろん失対事業の本来のあり方にも反しよう。」かように論評をいたしまして、今回の政府案のねらいは、このようない実情にメスを入れて、大きく本来の雇用、就職促進という方向に前進する考え方である、こういうことを指摘しておるのでございます。そして最後の結びで「それなのに総評や全日自が六十歳以上の失対就労者が全体の二割五分にも達している実情に目をふつて、この改革に反対するというのは、これらの高年齢者をいつまでも土木事業などに従事させておく考えなのかどうか。それは人道的立場からみても許されまい。社会党は、速やかにこの法案の審議に応じ、その成立に協力するのが本当である。」というふうに、六月一日の東京新聞は論説で書いておられます。これは私の私見は全然入っておりませんから、さよう御承知の上お聞き取りいただきたいと思つてお

います。そこで新聞が、大體これはもう珍しく日本の中央各紙が一斉に足並みがかようにそろつた事態というものではないかと思つておるわけで、これは私の記憶ではほとんど例がないの一事を見て、今回の職安法、緊急失対法の政府の改正の意図というものがあるが国民の期待にこたへるものであるという大筋の見当は、これは間違っていないと私は確信をいたすものでございます。

それからもう一つ、この世論の動向を判断する一つの資料として全国の知事会、市長会、それから町村長会がこれの問題に対してどのような態度をとつておるかということも、もう一つ参考にして上げてみたいと思ひます。実はこの失対法の改正の問題は、す

でももう数年來の大きな懸案事項でございまして、昨年の通常国会の前、つまり昨年の予算審議を私どもが与党の政調会でやっておりますときに、実は非常に強硬な申し入れがこの知事会、町村会長会、市長会から数回にわたってあったのであります。これは、その論旨の最も極端なものは、現行失対事業を即時廃止すべきであるという強硬な申し入れであったのでございす。私はそういった申し入れがいかに不当であるか、またいかに現実離れしたものであるかということを説明をいたしまして、これらの陳情、要請を実は押えてまいったのでございす。そのくらの問題に対する全国市長会、町村長会の動きというのは非常に活発なものがあつたのでございす。そこで今回の政府案の提案を見るや、いまだ失対法即時廃止というような過激な主張を掲げておりましたこれらの自治団体も、大政府の原案に賛成という態度に転化をして、その一日も早い成立を期待する、こういう態度に変わってきたのでございす。先ほども申し上げたように、社労委員会に付託になって百日も審議にはいれない。しかも今度の国会において成立の見通しがあふないというような状態になつてまいりました。昨今におきまして、これらの自治団体が相次いで陳情書を持ってまいっております。最初に知事会のやつを、その要点だけを申し上げますと、失対問題の解決をはかるため、その早期成立を強く期待しているところである。よつて政府、国会におかれては、今国会において必ずこれが成立をはかられたいというのが、五月十六日付の知事会議の一つの結論

であります。同じく五月二十七日、全国の市長会と同じような趣旨に立つての申し入れをしておるのでございまして、その要旨は、いずれもこの法律案をこの国会においてぜひとも成立させてもらいたいという強い要望でございす。

以上、長々と申し上げてまいりましたが、私は日本の世論を最も敏感に反映するところの日本の中央紙が一斉に足並みをそろえておる、それから全国の知事会、市長会、町村会長会というものが一致して政府の改正法律案をこの国会においてぜひとも成立をさせてもらいたい、かように要望しておる点を総合してまいりますと、今回の政府原案というものをこの国会において成立させることこそ、これらのほうはいたる全国民の輿望にこたえるゆゑんである、これこそわれわれ、国民の代表としての政治家の責任であると断ぜざるを得ないのでございす。(拍手)

それからもう一つ、八木先生から、この失対法、失業保険法いずれを先議するかという問題をめぐつての議論の際に、今回の政府提案がいわゆる違法なる提案であるという点について、盛んに八木先生を代表者として社会党から意見が開陳されました。私はこれについての大筋の御所見を伺いたいと思ひますが、私見を申し上げますと、先ほどもちよつと申し上げましたが、前の労働大臣が山中調査会にこの問題の検討を依頼されたのが昨年の五月であります。そして成案を得てから、それを土台として労働者の案を固められて、昨年の十月であります。そうして昨年の十二月に雇用審議会から中間の

答申があり、本年の二月に入つて最終答申がありまして、これを基礎にして政府原案を完成して今度の国会に提案をされた。かようないきさつを見てまいりますと、私は政府の法律案の国会提出についてその手続が適法ではない、違法性の瑕疵を持ったものであるという社会党の主張には、どうしても私は同調できないところでありまして、この点はいずれ社会党の同僚の諸君からいろいろ政府に対して質問があるうかと思ひますが、私の見解を申し上げまして、これについて大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 今回の職業安定法及び緊急失業対策法の改正法案は、失業対策の現状にかんがみまして中高年失業者等を職業指導、職業訓練等によりまして得る限り一般雇用につかせることを目的として、その指導、訓練の期間中に、これらの指導、訓練を容易にするため手当を支給することとし、なお就職できないものについては、事業に就労させつつ再就職への努力を続けていくということをきめようとするものでございまして、この法案は雇用政策上の立法でありまして、社会保障に関する立法として取り扱う必要はないと考えております。

なお、この法案の立案にあたりましては、この基本構想につきまして総理府の雇用審議会に諮問をいたし、二月四日にその答申を受けた次第でございす。

○滋谷委員 ただいまの大臣の答弁に私は全く同感でございす。したがつて、この法律案を国会に提案の手続が違法であるという社会党の主張は、根本のないものと私は考えるわけであり

ます。

そこで一時間という社会党からの要請でございすので、あと二十分しか時間が与えられておりませんので、もっともと総論的な質問を申し上げたいのでございす。時間がございせんから割愛をいたしまして、まことに残念でございす。次に法律案の中身に入りまして政府の見解をたしたいと思ひます。

第一に、職業安定法の改正についてでございますが、職業安定法の改正点は、大きく二つでございまして、一つは就職促進の措置を新たに強化してお加へになったという点が一つと、それからもう一つは、この就職促進の措置に関連をいたしまして、手当を支給できる条件を挿入したというこの二点でございす。

そこで、第一点の就職促進の措置に関連してお伺いをいたします。言うまでもなく、最近のわが国の雇用問題といふものを考えた場合に、若年労働者はむしろ労働力が足りないという状況でございす。他面におきまして、中高年労働者の失業率につきましては、なかなかその再就職、雇用の確保ということが困難である。これはもう各界において異論のないところであろうと思ひうのでございす。したがつて、今後わが国の雇用、失業問題というものを考える場合に、その大きな中心ともなべき問題点の一つは、これら就職困難な中高年労働者というものを、どのようにしてその再雇用を促進していくかという点でございす。この重大な問題を、今回政府の原案におきましては、まづこうから取り上げて取り組もうとされておるわけでございまし

て、その考え方、その熱意に對しまして、私は心から敬意を表するものでございす。

そこで中身でございす。さういふ中高年労働者の再就職を促進していくためには、非常に各段にわたるきめこまかい施策というものを進めていかなければならぬのでございす。その一番中心と申しますか、かなめとなるのは、言うまでもなく職業安定法の充実であり、なかつて職業安定法、第一線の窓口における行政機能の充実ということが、私は一番大事なポイントであろうと考えるのでございす。今回の政府案によりますと、労働大臣の定める計画によつて就職促進指導官という新しい専門の役人を設けまして、きめこまかい就職促進のお世話をするということになっておるわけでございす。今年度の予算におきまして、この就職促進指導官の員数は、一体何名程度確保されておりますか。さらにまた、その促進指導官が、法律案によりまして職業指導、職業紹介、職場適応訓練といったような各般にわたる措置をお世話するということになつておるわけですが、さういふ指導官が受け入れ体制がなければ、幾ら指導官がお世話をして行か場所がないのでは話になりません。そこで就職促進指導官は、一体何名ぐらい確保されて、それは全国の安定所にどのような配置をされる御計画であるか、そしてまた、この促進指導官の指示によつて、あるいは職業訓練あるいは職場適応訓練といったようなところにもいくわけでございす。さういふものの受け入れ体制に關して、今年度の予算におきましてどの程度の手当て

ができておるか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○三治政府委員 中高年齢層の再就職の促進をはかるために、職安組織といひまして、御質問のように就職指導官を置くように規定しております。これに対する予算上の措置といひまして、三十八年度におきまして、専任指導官として二百四十名の予算措置をとつておるわけでございます。もちろんこれは純定員増と内部における配置転換とを合わせて二百四十名。いずれにいたしましても、二百四十名の専任の就職指導官を配置する。このほかに石炭関係におきましては、先ごろ成立いたしました臨時措置法によりまして、百八十六名の就職指導官が置かれたことは御承知のとおりでございます。この就職指導官は、中高年齢者の再就職を促進するために、従来の職業紹介官より以上にきめこまかい指導をやる、その重点は、その指導官が固定した人を、再就職するまでずっとトレースしていくというのが今度変わったところでございます。従来はそれぞれ窓口で一応求人がある、それに適していると思うと、呼び出してそこへ紹介するということがあったわけであります。それが今回は、この中高年齢者につきまして、就職指導官が五十名ないし七十名の固定した人を受け持つ、それが再就職されるまでめんどうを見てやるということでございます。それから職業訓練施設につきましては、従来各所にあるわけでございますが、今度の改正によりまして、この職業訓練施設を拡充強化しようということから、それぞれを含めまして、この就職指導官その他職業安定所の職業指導、職業訓練というものをあわせて、新施策の予算として二十一億円を計上しているわけでございます。

職業訓練所につきましては、この三十八年度におきましては三百七十職種の施設を増設する予定でございます。この訓練所、訓練期間、訓練方法につきまして、中央職業安定審議会から中高年齢者の職業訓練について特別な配慮のいろいろな答申を得ておりますので、そういう答申の線に沿つて、この中高年齢者に適した運営を行なうようにしたいと思ひます。これは公共職業訓練でございますが、そのほかに短期訓練あるいは職場の適応訓練、委託訓練等の多岐にわたる施策を行なひまして、それぞれ予算措置をとつていきたい。なお、この訓練施設あるいは委託訓練、職場適応訓練等は、それぞれ入れられた方には訓練手当を、炭鉱離職者の訓練手当と同額差し上げるようにしております。その額は、予算上では一万二千五百五十円になっております。なお、就職指導官が行ないます就職指導の指導課程を新しくつくるわけでございますが、これにつきましては、人員ばかりでなく、ここには就職指導の相談室を別個に設けるということにしております。そこで適性検査器具等の整備をいたしまして、中高年齢者のそれぞれの能力、適性というものを的確に判定しまして、しかもただそれも個人の判断ではなくて、適性検査器具という科学的ないろいろな機械器具を整備するようにしております。なお、求人開拓につきましては、いわゆる新規卒の求人不足に対応いたしまして、その新規卒が非常に得られ

れない場合に、そういう職場について中高年齢者に間に合う、または子供ばかり従来使ってきた慣行を雇用者に改めさせよう、いわゆる求人者に対する指導というふうな面について強化していくつもりでありますし、さらに就職指導官、これは一日にしてできるわけではございませんので、昨年来この候補者を募集し、従来の職業紹介の実務経験の豊富な者から逐次この候補者を選んで、現在この専門家の養成のために中央に呼びまして研修をやっておりますが、将来におきましては、今年度の予算で職員研修所の施設を入れておきますので、この研修所の施設ができましたら、こういう専門官の養成のためにさらにそれを十分利用していきたいというふうに考えております。○濫合委員 就職促進指導官が専門官として二百四十人という予算の決定したところでございますが、これは初年度といたしましてはやむを得ないと思ひますが、今後、この非常にむづかしい中高年齢者の失業問題を、その中核となつて担当する方々でございますから、これはひとつ来年度予算におきましてさらに大幅に拡充するように努力をしていただきたいと思います。私は、ここで労働省に対して特に御注文を申し上げておきたいと思ひますが、先ほども申し上げましたように、今後の日本の雇用、失業問題の一番中心の問題は、中高年齢者をどうするかという問題でございます。ところがわが国は、明治、大正のときから労働力の価値というものをほとんど認識しておりません。豊富な労働力が常にありまして、必要な労働力はいつでも手に入る、こういったような状態でわ

が国の産業界というものは進んできております。したがって、毎年新しく出てくる新規卒、この新鮮なる労働力の確保につきましては非常に熱心にやられるわけでございますが、中高年齢者ということになると、もうほとんどあまり熱意を持たない。つまりそういう態勢で、日本の産業というものはいままではやれてきたわけであります。しかしながら、最近の状況並びに今後の日本の経済の大幅な拡大、成長というものを考えてまいりますと、そのような安易な、従来長い間日本の産業の慣行として考えてまいりましたそういう考え方はもう通用いたしません。そこでこの問題は、そういう点から考えますと、非常に大きな問題を含んでおるわけであります。その大きな壁を突破する一つの突破口ともなるのが、今回の就職促進指導官を中心とした職安機能の活用ということになってまいるわけでございますから、この新たに設けようとする制度の整備が、日本の雇用界、産業界に与える影響が、あると私は考えておるのでございませう。そういう意味におきまして、労働省におかれましては、そのような遠い見通しと深い配慮の上に立つて、この新しい制度がrippな実を結ぶようにひとつ特段の御努力をいただきたいと思ひるのでございます。こういった方々のための研修所という施設も近い将来にできるそうでございますから、そういったような研修機関というものは十分活用されて、rippな指導官をつくらなければならない。安定所の窓口にあられるこれらの中高年齢者の心境は、まことに気の毒な、同情に値す

る状態に置かれておるわけであります。たよりとするものはこの安定所の窓口であり、就職促進指導官しかないわけですが、そういう意味において、これらの特に指導官に当たられる方は、ほんとうに求職者に対してあたたかい愛情を持って親身な相談をされるような適任者を選抜いたしまして、これらの方々は将来昇進の道等も十分に考えていただくように、あわせて御希望を申し上げておきたいと思ひます。それから局長の答弁で大体私は満足でございますが、職業訓練をやるにいたしましても、あるいは職場適応訓練をやるにいたしましても、新しい学校出たての労働者とこれらの中高年齢者とは、もう全然条件が違つておるわけで、そこが訓練所にいたしまして、労働者全体にいたしまして、実はこういう中高年齢者の問題と本格的に取り組んだ経験というものはないわけですが、したがって、こういった新しい問題とこれから取り組むわけでございますから、特別な配慮という局長の話であります。若し学卒とは違った特別な配慮をお忘れにならぬように特別にお願い申し上げておきたいと思ひます。それからもう一つは、先ほどの私の発言にも出ていますのでございますが、長い間の慣行で日本の産業界、経済界というものは、こういった中高年齢者を受け入れよう、これを活用しようという用意がございません。これに対しては、やはり熱心な啓蒙、PRの活動が必要でございます。これもひとつ強力に推し進めることが必要だと思ひるのでございます。

もう一点、これは大きな問題でございますから、短時間の質問ではどうも、私が一番心配しておりますのは、住宅の問題であります。若い学卒者は単身でございますから、どこかの土地に行つて就職するといつても、きわめて簡単でありますけれども、この中高年齢者はいずれも世帯を持てているのが原則であります。こういった方々が、現在の住所を棄てて再就職をするという事態がこれから多くなつてくるわけでございますが、そういった際に、やはり一番心配になるのは住宅の確保という問題でございます。こういった点について労働省はどのようなお考えがあり、またどのような準備をされておられるか、時間がございましたら、御答弁をいただきたいのでございます。

○三治府委員 家族ぐるみ移転しなければ新しい安定した職場が得られない中高年齢者も多数あると思ひます。これは石炭で今年大増産に始まりまして、今年度、昨年度の補正予算をも含めまして、一万戸の住宅を建設することにしております。なお、一般の住宅建設のための融資、これはことに高年齢者を雇入れた方には、それ以上に、たとえば三人雇入れたれば五人分の住宅建設資金を貸すというような雇用促進融資をやっているわけでございます。昨年度二十億、今年度四十億の雇用促進融資をやります。さらにそういう方たちのために、今後建設省とも相談をいたしまして、そういう中高年齢者が移転就職された場合に、移転就職者用住宅に入れた者から公営住宅

に今後優先的に一定割合引き取つていただく。今後建設省におきましても住宅建設について非常に努力をされますが、そういう場合に、われわれが世話をした者を一定割合優先して公営住宅の確保ができるように現在話を進めております。三十八年度はとりあえず、炭鉱離職者でございますが、千五百戸は各地方公共団体が建てる公営住宅を優先配座するようにします。今後省とも十分協力して、雇用促進事業団に融資、あるいはみずから建てるというこのために建設省のほうとも大いに協力して、こういう移転就職者用の住宅が確保できるように努力してまいりたいと思ひます。

○森谷委員 実はこの働く人の住宅の問題は、いまの日本の政治の分野におきまして最も大きな基本的な問題でありながら、しかもそれほど評価されておらず、かようなことは考えられないのでございます。したがって、これは一労働省がどうするといったようなことでは、基本的な、根本的な解決にはどうしていきません。わが党もよくこの点に認識をいたしまして、先ほど幹部間におきまして、わが党が日本の中に働く人々の住宅問題を本格的に取り上げる、こういうことで調査会の設置が決定されました。わが党としては、今後おそらく国内の政治問題としてこれが最も重要なテーマだと考へております。したがって、政府におかれましては労働省とか建設省、そういったような限られた分野の話ではなしに、日本の住宅を一体どうするか、特に大都市周辺において働いて

おる労働者の住宅の問題は、予想以上に深刻な状態にあるわけであります。月給一万五千元から二万円の方が、ほとんどその半分に近い金を住宅費として取られておる。こういったような国は、近代先進国には、とうてい見られません。欧米の先進国におきましては、住宅に充てる費用はサラリーの大體一割五分程度が妥当なところでございます。高くてせいぜい二割であります。それが東京とか大阪の周辺における。こういった状態では、幾ら高度経済成長あるいは所得倍増といつても、働く人間のしあわせは確保できないのでありますから、私どもは党の立場からこの問題に熱心に取り組んでまいります。この問題が、結局最終的な意味においては雇用の安定という問題をささえる土台でございます。そういう立場に立つて積極的な御努力をいただきたいと思ひます。

次に、職安法のことについてももう少しいろいろお聞きしたいのでありますが、時間がございませぬから緊急失業対策法について御質問を申し上げます。先ほど来申し上げておりますように、政府の改正案のねらいは、長い年月の間に老齢化し、固定化した現行失業対策事業の状態を改善いたしまして、ちょうど幸いにこれを受け入れる雇用状態の改善が、一方において窓口が開かれたつある、これと呼応して、正常なる雇用の場にこれらの失対事業に働く人々を再就職せしめようというねらいであるわけでございまして、私はこの政府原案のねらいとするとところ

は、日本の現状から見ましてあくまでも妥当である、その方向に沿つて強力に施策を進めることが当面の政治の責任と思ひます。そういった原則的には全く賛成であります。そういった観点に立つて、以下個別的な項目について若干の質疑を行ないたいと思ひます。

第一点は、失業対策事業の改善の項目でございますが、先ほど申し上げましたように、現行法のもとにおきましては、失業対策事業は画一的に屋外の土木事業一体にしておるわけであります。したがって、非常に年寄りあるいはからだの弱い人、あるいは女の方々が、あるいは非常に暑い日あるいは非常に寒い日、あるいは非常に風が吹く寒い日に、屋外にさらされて土木事業をやつておる。これなどは、まことに人道的立場から考へても放任しておけないことだと私は考へる。そういう点に着目いたしまして、今回の改正案におきましては、失業対策事業は失業者の技能、体力等を考慮して、これにふさわしい事業の種目を選ぶという線に切りかえておられるのでございまして、これはまことに妥当な改正であります。ぜひともそういうふうに進んでいただきたいと思ひます。

そこで失業者、就労事業と高齢失業者等に就労事業という二つに分類をされていられるわけでございまして、現行法と違つて一つの大きな変更点は、賃金決定に関する条項でございます。御承知のように、現行法のもとにおきましては、失対事業の賃金はいわゆるPW方式を採用いたしております。そのPWの賃金を基礎にして、その約一割低い賃金で失対事業の賃金を定

めるといふのが、現行法のたてまえでございます。この制度で十年年やつてまいつたのでございまして、最近の経済界の発展に伴ひまして、このPWを基礎とする失対事業の賃金決定方式というものは、明らかに現実と遊離しつつあるということがはつきりと指摘できると思ひます。今回は、この賃金は労働大臣が定める。そして従来のPW方式を廃止いたしまして、同一地域の類似の作業に従事する労働者の賃金を考慮して地域別に作業の内容に応じて定める、こういうことになつてございまして、従来の非常にラフな大ざっぱな賃金の定め方から考えますと、相当現実的に即したきめこまかい賃金の決定に進んでいくことになるわけでございまして、そこであわせてPWを廃止する法律案も提案されておるのでございまして、この点について伺ひたいと思ひます。

が、何ゆゑに政府はPW制度を廃止いたしまして新しい方式によつて賃金をきめようとする改正を取り上げられたのか、その点についての見解をお伺ひしたいと思ひます。

○三治府委員 従来の低率賃金原則は、この規定があるために一部就労者の就労意欲を減退させておる面があるということが、この調査研究会の報告で指摘されておるのであります。また現実には、一部の女子に見られるような賃金になつておる。したがって、民間雇用への促進の機能がこの低率賃金というもので失われている。その上失対事業の作業内容が、必ずしも就労者の技能、体力等に十分適合しない面もあったために、同一地域の同一

は当然必要ではないか、かような意味
合いでこの法案の改正を立案したわけ
なのであります。この点がいろいろな関
係者によって十分理解されておりませ
ん点は、まことに遺憾に存じておる次

第でございます。

○滋谷委員 全国の失対事業に働く方々が一番心配をし、不安も感じておりました。重大な点について、ただいま労働大臣から非常にわかりやすく御説明をいただきました。私は心から喜びを感じるのでございます。

そこで、私はもう一つ労働大臣にお願いを申し上げておきたいと思うのであります。ただいま大臣の御答弁で大部分不安は解消いたしましたのでございますが、なお私は、高齢の失業者がこれまでの失業対策事業から分離して、高齢失業者就業事業という新しい分類をされる事業に働くようになる、これがいわゆる失対事業打ち切りということの不安を最も出しておる一つの大きな根拠になっておるのではないかと、思うのであります。そこで、ただいま大臣の答弁で明らかにされましたことは、断じてそういうものではない、高齢者あるいは体力の弱者に安心して働けるような、失業者にふさわしい就業事業というものを設けるのだということとでございまして、その点不安は解消したわけでございますが、なお一つ残る問題は賃金の問題であります。実はこの高齢失業者をどうするかという問題が一つの大きなポイントでございまして、この点につきましてはいろいろな方面からいろいろな提案がございました。最も代表的な意見としては、そういう高齢者はもはや十分の労働能力というものを持っておらない、したがってそういう人々は雇用対策の対象ではなしに、社会保障の対象として考えるのが筋道であろう、したがって、失業者の対策事業を二つに分けるという考え方はなしに、高齢失

業者は一括してこれを、生活保護等を中心とする社会保障政策の対象の分野に移しかえるべきであるという代表的な意見が強力に主張されたのであります。ところが、これは理論的には一応納得のできる考えではございますけれども、しかしそれのような措置をとった場合、現在失対事業で働いておられる高齢の方々が生活保護に移しかえられた場合に、現実にはその受け取る賃金と生活保護から支給される金との間に非常に大きな落差がで、格差があるということが、私どもの検討の結果はつきりしてまいりました。そうなりますと、現在働いておられる方々、いままで一万四、五千円取っておった人が一万円程度に下げられるということになるわけでございまして、これは非常に重大な問題でございまして、そこで私どもは、政調会の場におきまして、そういうことを考えた場合は、現在の日本の社会保障の水準を前提としては理論的に通っても、現実としては通らないということとでこの考え方を排除いたしまして、この高齢失業者就業事業という考え方に賛成をいたしましたのでございまして、そこで、この高齢失業者就業事業に切りかえていく場合に、現在もらっておる賃金をさらに引き下げられるのではないかと、この不安がまだ残っておるわけであります。この点について、大臣どのような御見解でござい

ますか。

○大橋国務大臣 賃金というものが生活の基礎になっております限り、単なる行政上の改革ということをもって生活の基礎を脅かすことは、政府の断じてとるべき策ではないと私は考えております。したがって、高齢失業者

就業事業に従事する方々も、また一般の失業対策事業に従事される方々の賃金につきましても、別に開きはないという扱いをいたしてまいる考えでござい

御希望申し上げておきます。

その他いろいろと御質問したい点がたくさんございまして、最後に、私が一番心配しております点は、これだけ日本の世論、それから全国の地方自治団体が強く要望しております、明らかに働く人々に対する前進的な改善案であるこの改正案が、会期がいよいよ少なくなつてまいりまして、成立が実は危ぶまれる状態にあると私は考えておるわけであります。私どもも与党としては、何とかしてこの会期中にこの前進的な改善案を成立させたいと念願をいたし、今後とも自身の努力をささげてまいるわけでございまして、万が一にもこの法案が成立をしない場合、この法律案の成立を前提として予算措置が組まれておるわけでござい

になりますと、予算は新しい法律を前提としてできておる、しかも法律が成立しないということになりますので、予算執行には非常に困難を来すと存じます。すなわち昭和三十八年度の予算におきまして、景気調整の影響等を考慮いたしまして失業対策制度の対象人員を二十六万七千人、前年度は二十三万九千人でございまして、これを二十六万七千人という前提のもとに予算を編成し、対策に遺憾なきを期しておるのであります。このうち、この法律案の実施に伴いまして、今年度の後半に新しく発生する失業者四万人につきましては就職促進措置を行なうということにいたしておるわけでござい

この就職促進措置に入るべき四万人の人々については、事業費でなく、促進措置の予算を組んであるわけであります。万一本法案が成立しないということになりますと、就職促進措置を実行することができなくなりまして、この四万人の失業者というものを、既存の失対事業の枠内において救済をはかつていかなければならぬという事態に相なるわけであります。したがって、私どもは、本年度予算の編成に際しましては、現在失対事業に働いておられます者は一人残らず救済事業で引き続き救済できるだけの予算を準備いたしております。しかしこの法律が成立するということになりますと、当然四万人につきましましては、その大部分について就職促進措置を行なう。その就職促進措置の経費を積算しまして、それによつて処理することにしたわけであります。したがって、これを現在の事業費でまかなうというに相なりますと、現行就労者

就業事業に従事する方々も、また一般の失業対策事業に従事される方々の賃金につきましても、別に開きはないという扱いをいたしてまいる考えでござい

御希望申し上げておきます。

その他いろいろと御質問したい点がたくさんございまして、最後に、私が一番心配しております点は、これだけ日本の世論、それから全国の地方自治団体が強く要望しております、明らかに働く人々に対する前進的な改善案であるこの改正案が、会期がいよいよ少なくなつてまいりまして、成立が実は危ぶまれる状態にあると私は考えておるわけであります。私どもも与党としては、何とかしてこの会期中にこの前進的な改善案を成立させたいと念願をいたし、今後とも自身の努力をささげてまいるわけでございまして、万が一にもこの法案が成立をしない場合、この法律案の成立を前提として予算措置が組まれておるわけでござい

になりますと、予算は新しい法律を前提としてできておる、しかも法律が成立しないということになりますので、予算執行には非常に困難を来すと存じます。すなわち昭和三十八年度の予算におきまして、景気調整の影響等を考慮いたしまして失業対策制度の対象人員を二十六万七千人、前年度は二十三万九千人でございまして、これを二十六万七千人という前提のもとに予算を編成し、対策に遺憾なきを期しておるのであります。このうち、この法律案の実施に伴いまして、今年度の後半に新しく発生する失業者四万人につきましては就職促進措置を行なうということにいたしておるわけでござい

この就職促進措置に入るべき四万人の人々については、事業費でなく、促進措置の予算を組んであるわけであります。万一本法案が成立しないということになりますと、就職促進措置を実行することができなくなりまして、この四万人の失業者というものを、既存の失対事業の枠内において救済をはかつていかなければならぬという事態に相なるわけであります。したがって、私どもは、本年度予算の編成に際しましては、現在失対事業に働いておられます者は一人残らず救済事業で引き続き救済できるだけの予算を準備いたしております。しかしこの法律が成立するということになりますと、当然四万人につきましましては、その大部分について就職促進措置を行なう。その就職促進措置の経費を積算しまして、それによつて処理することにしたわけであります。したがって、これを現在の事業費でまかなうというに相なりますと、現行就労者

の中で二割近くが、引き続き就業していただくことが困難になるということに相なりまして、これは人員の減少、あるいは就労日数の削減、あるいはまた期末手当の削減、こういうような行政手段によってこの問題を取り扱わざるを得ないことに相なります。このことは、労働者といしましてはまことに遺憾であり、本来の考えと全く反するような結果に相なるのでございまして、まことに不本意千万に思っております。でございます。ぜひとも今回、本国会において成立いたしますよう、この上とも皆さまの御協力を、全国の三十万失業者にかわりまして心からお願いを申し上げる次第でございます。

○澁谷委員　ただいま労働大臣の答弁を伺しまして、私は、この法案が万一成立をしなかった場合に、非常に大きな波乱が起きるということがはっきりとしてまいったわけでございまして、現在全国の失対事業に働いておられる人々の約二割が、その予算の裏づけができないという事態が出現するわけでございまして、事態はまことに重大といわなければなりません。しかも、予算は成立をして執行に入ればかりでございますから、補正予算というわけにもまいらぬわけでありまして。大臣から、ただいま全国の失対労働者にかわってというお話がございましたが、私も法案の成否のかぎを握る国会議員といしまして、全国の失対事業労働者のために、全力をあげてこの会期に成立をさせるということをここに誓い申し上げます。おそらく賢明なる社会党の諸君も、ただいまの質疑、大臣の答弁等をお聞きになれば、なるほどこの政府改正案は善政であるという

御認識を十分いただけるであらうと私は確信をいたしますし、引き続き理事会が開かれるわけでございますから、その理事会等におきまして、私どもの希望をひとつ十分申し上げて、この会期中にこの法律案の成立を期してまいりたいと考えるわけであります。はなはだ時間が足りないので残念であります。以上をもって質問を終わります。

○秋田委員長　本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後五時三十六分散会

昭和三十八年六月十三日印刷

昭和三十八年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局